

○自治医科大学学則

(昭和47年2月5日制定)

改正	昭和47年12月1日	昭和49年4月1日	昭和49年12月23日
	昭和50年4月1日	昭和52年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和53年10月1日	昭和54年4月1日	昭和54年10月1日
	昭和55年4月1日	昭和56年4月1日	昭和56年10月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日	昭和59年9月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年2月6日	昭和62年4月1日
	昭和63年4月1日	平成元年4月1日	平成2年4月1日
	平成2年8月28日	平成3年4月1日	平成4年4月1日
	平成4年6月1日	平成5年4月1日	平成7年5月30日
	平成8年4月1日	平成9年規則第2号	平成10年規則第1号
	平成10年規則第7号	平成11年4月1日	平成11年規則第6号
	平成12年規則第1号	平成12年規則第5号	平成12年規則第7号
	平成12年規則第8号	平成13年規則第6号	平成13年規則第8号
	平成14年規則第7号	平成15年規則第1号	平成15年規則第2号
	平成15年規則第7号	平成17年規則第2号	平成18年規則第1号
	平成18年規則第8号	平成19年規則第6号	平成19年規則第9号
	平成20年規則第1号	平成21年規則第5号	平成22年規則第2号
	平成23年規則第2号	平成24年規則第2号	平成25年規則第1号
	平成26年規則第2号	平成27年規則第1号	平成27年規則第6号
	平成27年規則第8号	平成29年規則第1号	平成30年規則第1号
	平成30年規則第10号	令和2年規則第1号	令和2年規則第8号
	令和3年規則第1号	令和3年規則第5号	令和4年規則第1号
	令和5年規則第2号	令和6年規則第1号	令和7年規則第2号

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 自治医科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学及び看護学の教育及び研究を行い、へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師を養成するとともに、高度な医療と地域の看護に従事できる看護職者を養成することを目的とし、あわせて医学及び看護学の進歩を図り人類の福祉に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の認定及び実施体制については、別に定める。

(学部及び学科の組織及び目的)

第3条 本学に、医学部医学科及び看護学部看護学科を置く。

2 医学部医学科は、医の倫理に徹し、高度な医学知識と臨床的能力を備え、かつ、医療に恵まれない地域の医療に進んで挺身する気概ある医師を養成することを目的とする。

3 看護学部看護学科は、高い資質と倫理観を持ち、高度な医療並びに地域住民の保健医療及び福祉に貢献できる総合的な看護職者を養成することを目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第2章 授業科目並びに学科目及び講座

(授業科目)

第5条 本学の授業科目は、医学科にあつては別表第1、看護学科にあつては別表第2のとおりとする。ただし、必要があるときは、分科を置くことができる。

(学科目及び講座)

第6条 本学に置かれる学科目及び講座は、別に定める。

第3章 収容定員

(収容定員)

第7条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100人	600人
看護学部	看護学科	105人	420人
計		205人	1,020人

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、平成20年度は110人、平成21年度から平成23年度までは113人、平成24年度から令和7年度までは123人とし、医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
平成20年度	610人	平成29年度から令和7年度まで 738人
平成21年度	623人	令和8年度 715人
平成22年度	636人	令和9年度 692人
平成23年度	649人	令和10年度 669人
平成24年度	672人	令和11年度 646人
平成25年度	695人	令和12年度 623人
平成26年度	708人	
平成27年度	718人	
平成28年度	728人	

第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第8条 本学の修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(学年及び学期)

第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学期は、学年を分けて、次のとおりとする。

(1) 医学部

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から11月30日まで

第3学期 12月1日から3月31日まで

(2) 看護学部

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 春季休業 4月29日から5月5日まで

(3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(5) 学年末休業 3月21日から4月11日まで

2 春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業は、教育上必要があるときは、学長は、これを変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第5章 教育課程、履修方法、在学期間等

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育課程及び履修方法)

第11条の2 教育課程は、医学科にあつては別表第1、看護学科にあつては別表第2のとおりとする。

2 教育課程の授業科目の履修方法については、教授会の意見を聴いて、別に定める。

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法等)

第13条 各授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、医学科にあつては15時間、看護学科にあつては30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、医学科にあつては30時間、看護学科にあつては45時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、看護学科にあつては教育上必要があると認めたときは、講義及び演習については、15時間から30時間まで、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 授業科目の単位数については、別表第1及び第2に定める単位数によるものとする。

(授業科目修了の認定及び単位の授与)

第14条 授業科目修了の認定及び単位の授与は、試験その他の審査によりこれを行う。

2 前項に関する取扱いは、医学科においては医学部教授会、看護学科においては看護学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条の2 新たに本学の第1年次に入学した者が入学前に、他大学において履修した授業科目について修得した単位は、教育上有益と認める場合は、本学において履修したものとして認定することができる。

2 前項により、修得したものとして認定し、又は与えることができる単位数は、60単位を超えない範囲とする。

3 入学前の既修得単位の取扱いは、別に定める。

(成績の評価)

第15条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種とする。

2 前項の評価基準並びに前条の試験及び審査方法は、教授会の意見を聴いて、別に定める。

(在学期間)

第16条 医学科における在学期間は、第3学年修了まで通算して5年以内、第6学年修了まで通算して9年以内とする。ただし、第1学年及び第2学年の在学期間は、それぞれ2年を超えることができない。

2 看護学科における在学期間は、8年以内とする。

3 第23条の規定による再入学又は転入学の入学前における当該大学の在学期間は、本学の在学期間に通算するものとする。

第6章 入学、進級、退学、休学、除籍等

(入学等)

第17条 入学及び進級の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第18条 本学に入学を許可される者は、次の各号の一に該当する者で、本学が行う入学検定に合格し、かつ、所定の手続きを経たものでなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(進級)

第19条 進級の取扱いは、医学科においては医学部教授会、看護学科においては看護学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

(退学)

第20条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、事由を詳記した退学願を提出し、かつ、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第21条 病気その他やむを得ない事由により3箇月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を提出のうえ、学長の許可を受け、その学年の終わりまで休学することができる。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限り延長を許可することがある。

2 休学期間は、通算して3年をこえることはできない。

3 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて、復学することができる。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第22条 削除

(再入学及び転入学)

第23条 次の各号の一に該当する者があるときは、学生の欠員があり、かつ、教育上差し支えない場合に限り、学長は、選考のうえ相当の学年に入学を許可することができる。

(1) 第20条の規定により退学した者又は第24条第2号及び第3号の規定により除籍された者のうちその事由が消滅したもので再入学を願い出たもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学する者で所属大学長の許可書を添えて本学の医学部医学科に転入学を願い出たもの

- (3) 他の大学の看護学部看護学科その他これに相当する学部学科に在学する者
で所属大学長の許可書を添えて本学の看護学部看護学科に転入学を願い出たもの

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第16条に定める在学期間をこえた者
- (2) 第21条第1項又は第2項に定める休学期間をこえてなお修学できない者
- (3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められた者
- (4) 看護学科にあっては、第26条に定める授業料、実験実習費及び施設設備費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第7章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第25条 学長は、次の各号のすべてに該当する者に対し、教授会の意見を聴いて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

- (1) 第8条に規定する修業年限以上在学した者
- (2) 第11条の2第1項に規定する教育課程を履修した者
- (3) 医学科にあっては、Post-CC OSCE、卒業試験及び総合判定試験に合格した者

2 前項の規定により卒業した者に対し、医学科においては学士(医学)、看護学科にあっては学士(看護学)の学位を授与するものとする。

3 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

4 医学科における卒業試験、総合判定試験その他卒業の取扱いについては、医学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

第8章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料、入学料、授業料等)

第26条 本学の入学検定料、入学料並びに授業料、実験実習費及び施設整備費(以下「授業料等」という。)の額は、次のとおりとする。

区分	医学部	看護学部
入学検定料	20,000円	30,000円
入学料	1,000,000円	500,000円
授業料	年額 1,800,000円	年額 850,000円
実験実習費	年額 500,000円	年額 300,000円
施設設備費	年額 1,300,000円	年額 200,000円

2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づき、授業料等減免対象者として本学が認定した学生に対して、前項に規定する入学料及び授業料の減免を行うものとする。

(入学検定料の納入)

第27条 入学検定料は、入学志願書提出の際に、納入するものとする。

2 前項の規定により納入した入学検定料は、返還しない。

(入学料、授業料等の納入)

第28条 医学科における入学料、授業料等は、自治医科大学医学部修学資金貸与規程(昭和47年4月1日制定)の定めるところにより納入するものとする。

2 看護学科における入学料は、入学手続の際納入するものとする。

3 看護学科における授業料等は、年額の2分の1に相当する額を、毎年4月及び10月のそれぞれの月の末日までに納入しなければならない。

4 第2項の規定により納入した入学料は、返還しない。

第29条 削除

(休学の場合における授業料等)

第30条 第21条に規定する休学の許可を受けた者については、月割計算により、休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料等を免除するものとする。

(看護学科における復学した場合の授業料等)

第31条 看護学科において、学年の中途に復学した者の授業料等は、月割計算により、復学した日の属する月から次の納入期の前月までの授業料等に相当する額を、復学した月の末日までに納入しなければならない。

(看護学科における退学等の場合の授業料等)

第32条 看護学科において、学年の途中で退学し、又は除籍された者の授業料は、月割計算により、退学し、又は除籍された月までの授業料等に相当する額を徴収する。

2 第34条第2項に規定する停学の期間中に係る授業料は、徴収する。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第33条 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

(懲戒)

第34条 学長は、学生が学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の意見を聴いて、その学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び譴責とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第35条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第36条 本学所定の授業科目中、1科目又は数科目について聴講を志願する者がいるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ、聴講生としての入学を許可することがある。

2 前項の授業科目には、実験、実習及び実技は含まれない。

3 前2項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第37条 本学所定の授業科目中、1科目又は数科目について履修を志願する者がいるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生としての入学を許可することがある。

2 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。
(外国人留学生)

第38条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、教育研究に支障のない限り、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第39条 本学は、公開講座を開催することがある。

- 2 公開講座の開催に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 職員の組織

(職員の組織)

第40条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 前項のほか、本学に副学長その他必要な職員を置くことができる。

- 3 職員の職務については、別に定める。

第13章 教授会等

(教授会)

第41条 本学の医学部及び看護学部に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長及び教授をもって組織する。ただし、必要があると認めるときは、医学部においては准教授を、看護学部においては准教授及び講師を加えることができる。

- 3 教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学科課程、授業及び試験に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、休学及び卒業に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- (6) 教授、准教授の人選に関する事項

- 4 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 5 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

(学長補佐会議)

第41条の2 本学に、学長の諮問組織として学長補佐会議を置く。

- 2 学長補佐会議に関する規程は、別に定める。

第14章 教育研究施設

(教育研究施設)

第42条 本学に、次の教育研究施設を置く。

- (1) 附属病院
- (2) 附属さいたま医療センター
- (3) 地域医療学センター
- (4) 分子病態治療研究センター
- (5) 情報センター

- (6) 図書館
- (7) RIセンター
- (8) 実験医学センター
- (9) メディカルシミュレーションセンター
- (10) 先端医療技術開発センター
- (11) 地域臨床教育センター
- (12) データサイエンスセンター

第15章 学生寮

(学生寮)

第43条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第16章 補則

(細則への委任)

第44条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のための必要な細則は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月1日)

この規則は、昭和47年12月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日)

この規則は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年12月23日)

この規則は、昭和50年度の入学試験に係るものから適用する。

附 則(昭和50年4月1日)

この規則は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年4月1日)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項の改正規定は、昭和53年度に入学した者から適用する。

附 則(昭和53年10月1日)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、昭和54年4月1日以降受入れ又は研究期間を更新した者に適用する。

附 則(昭和54年4月1日)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年10月1日)

この規則は、昭和54年10月1日から施行し、昭和55年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和55年4月1日)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則第20条第2項の規定は、昭和56年4月1日以後の休学から適用する。

附 則(昭和56年10月1日)

この規則は、昭和56年10月1日から施行し、昭和57年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和58年4月1日)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月1日)

この規則は、昭和59年9月1日から施行し、昭和60年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和60年4月1日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1項第1号、別表第1及び別表第3(心理学の時間及び単位に係る部分に限る。)の規定は、昭和60年度の入学者から適用し、昭和59年度までの入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第10条第2項及び別表第3(人間生物学の時間及び科目数に係る部分に限る。)の規定は、昭和59年度の入学者から適用し、昭和58年度までの入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第24条第2号から第5号までの規定は、昭和61年度の入学者から適用し、昭和60年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年2月6日)

- 1 この規則は、昭和61年2月6日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則第4条第1項第1号、第18条第2項、別表第1及び別表第3の規定は、昭和61年度の入学者から適用し、昭和60年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年4月1日)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年8月28日)

この規則は、栃木県知事の認可の日(平成2年8月28日)から施行する。

附 則(平成3年4月1日)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年度において第6学年になる者に対する改正後の別表第3の2の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年4月1日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第23条第2項の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- 3 改正前の自治医科大学学則第23条第2項の規定による医学士の称号は、改正後の規則第23条第2項の規定による学士(医学)の学位とみなす。

附 則(平成4年6月1日)

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日に在学する者及び第21条の規定により平成5年4月1日以降に2学年以上の相当する学年に入学を許可された者については、改正後の自治医科大学学則の規定(第9条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年5月30日)

- 1 この規則は、平成7年5月30日から施行する。
- 2 改正後の第24条第1号の規定は、平成8年度の入学者選抜試験から適用し、改正後の第24条第2号から第5号までの規定は、平成8年度の入学者から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に自治医科大学に在学する者については、この規則による改正後の自治医科大学学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の4総合医療中総合医療II及び総合医療IIIに係る規定は、平成7年度の入学者から適用し、平成6年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成9年規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第1号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項及び別表第3の7の規定は、施行日において第6学年の者については、なお従前の例による。

附 則(平成10年規則第7号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第3の1総合教育に係る規定は、平成11年度の入学者から適用し、平成11年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成11年4月1日)

この規則は、平成11年4月1日から施行する

附 則(平成11年規則第6号)

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。
2 改正後の第24条第1項第3号及び第4号の規定は、平成12年度の入学者から適用し、平成11年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成12年規則第1号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第3の2医科学入門、3基礎医学入門並びに4総合医療の総合医療I及び総合医療IIの規定は、平成12年度の入学者から適用し、平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
3 改正後の別表第3の4総合医療の総合医療IV、5基礎臨床系統講義、7臨床医学I、8臨床医学II及び9社会医学の規定は、施行日に新たに第3学年に進級した者から適用し、平成12年3月31日に第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成12年規則第5号)

この規則は、平成12年7月1日から施行すること。

附 則(平成12年規則第7号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第8号)

この規則は、平成12年12月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第6号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第8号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
2 平成14年度から平成16年度までの各年度における看護学部看護学科の第3学年編入学定員及び収容定員は、この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第7条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

年度	第3学年編入学定員	収容定員
平成14年度	0人	100人
平成15年度	0人	200人
平成16年度	10人	310人

- 3 この学則の施行日前に医学部医学科に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成14年規則第7号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1の1総合教育、3基礎医学及び11卒業に必要な単位数の規定は、平成15年度の入学者から適用し、平成15年度3月31日に在学する者については、

なお従前の例による。

附 則(平成15年規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第7号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項、第19条第1項第1号から第4号及び第6号、第25条第1項第3号及び同条第3項の規定並びに別表第1の規定は、平成16年度の入学生から適用し、平成16年3月31日在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に在学する者で施行日以後新たに第3学年に進級する者については、改正前の別表第1の5基礎臨床系統講義の授業科目の腫瘍を除き、必修18科目、合計40.9単位として適用し、かつ、改正後の別表第1の7臨床医学I及び9社会医学IIに係る規定を適用する。

附 則(平成17年規則第2号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1総合教育に係る規定は、平成17年度の入学者から適用し、平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年規則第1号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の5基礎臨床系統講義及び11卒業に必要な単位数に係る規定は、施行日以後第3学年に進級する者から適用し、平成18年3月31日現在第3学年から第6学年までに在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第6号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第9号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第1号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、施行日以降に入学する者から適用し、平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年規則第5号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の3基礎医学の動物性機能生理学、植物性機能生理学及び細菌学の規定は、平成21年度の入学者から適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第1の6社会医学Ⅰの規定は、平成21年度の入学者から適用し、平成21年3月31日に第1学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1の3基礎医学の臨床解剖学、5基礎臨床系統講義及び11卒業に必要な単位数に係る規定は、施行日に新たに第3学年に進級した者から適用し、平成21年3月31日に第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表第1の7臨床医学Ⅰ及び9社会医学Ⅱの規定は、施行日に新たに第3学年及び第4学年に進級した者から適用し、平成21年3月31日に第4学年及び第5学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成22年規則第2号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学する看護学部編入学者については、なお、従前の例による。

附 則(平成23年規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第2号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2（第5条、第11条関係）に係る規定は、平成24年度の看護学部入学者から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第6号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第1号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2（第5条、第11条関係）に係る規定は、平成29年度の看護学部入学者から適用し、平成29年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成30年規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第8号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第5号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の4地域医療学に係る規定は、令和4年度に第5学年及び第6学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2に係る規定は、令和4年度の看護学部入学者から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第5条、第11条の2関係)

1 総合教育選択 10科目以上

授業科目		単位	対象学年	備考
人文社会系	哲学 倫理学 歴史 芸術学 心理学 医学古典語 法学 社会学 経済学	10.0単位以上	1学年	選択必修
自然系	数学 物理学 化学 生物学 情報学 保健体育 医療安全学 薬理学			

外国語系	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語		
------	-----------------------------------	--	--

2 総合教育必修 13科目

授業科目	単位	対象学年	備考
心理学概論	1.0単位	1学年	必修
生命科学1	7.15単位	1学年	
生命科学2	2.05単位	1学年	
総合体育演習	1.0単位	1学年	
総合英語演習	3.2単位	1学年	
哲学概論	0.8単位	1学年	
地域福祉と社会学	1.0単位	1学年	
対人援助の知識と実践	1.0単位	2学年	
臨床英語	0.5単位	2学年	
医学医療情報学 (医療統計学) (医学医療情報学実習)	2.05単位 (1.3単位) (0.75単位)	1学年	
倫理学概論	0.8単位	1学年	
医科教養	5.7単位	1学年	
計	26.25単位		

3 基礎医学 必修18科目 選択1科目

授業科目	単位	対象学年	備考
解剖学	5.1単位	1学年	必修
組織学（総論）	1.8単位	1学年	
組織学（各論）	2.85単位	2学年	
神経解剖学	1.8単位	2学年	
人類遺伝学	1.15単位	1学年	
生化学	4.1単位	1学年	
病態生化学	2.0単位	2学年	
動物性機能生理学	3.6単位	2学年	
植物性機能生理学	4.75単位	2学年	
薬理学	3.7単位	2学年	
免疫学	1.2単位	2学年	
ウイルス学	2.65単位	2学年	
細菌学	2.95単位	2学年	
医動物学	2.65単位	2学年	
病理学総論	2.4単位	2学年	
病理学実習	1.8単位	3学年	
発生学	0.8単位	1学年	
分子医学入門	0.9単位	2学年	
計	46.2単位		
臨床解剖学	0.75単位	6学年	選択

4 地域医療学 必修9科目

授業科目	単位	対象学年	備考
早期体験実習	0.65単位	1学年	必修

地域医療学総論	1.0単位	1学年	
地域医療学各論1	1.0単位	2学年	
地域福祉実習	1.1単位	2学年	
地域医療学各論2	1.9単位	3学年	
地域医療学各論3	1.0単位	4学年	
地域医療学各論4	1.0単位	5学年	
地域医療学総括	0.4単位	6学年	
医療政策学	0.6単位	1学年	
計	8.65単位		

5 基礎臨床系統講義 必修19科目

授業科目	単位	対象学年	備考
循環	3.0単位	2学年	必修
腎臓	1.5単位	2学年	
消化	3.9単位	2学年	
呼吸	2.5単位	2学年	
血液	2.5単位	2学年	
神経	3.5単位	3学年	
内分泌代謝	2.5単位	3学年	
アレルギー・リウマチ	1.5単位	3学年	
皮膚	1.5単位	3学年	
精神医学	2.6単位	3学年	
成長発達	3.4単位	3学年	
外科	1.0単位	3学年	
運動	1.7単位	3学年	
生殖	3.0単位	3学年	
泌尿器	1.5単位	3学年	
耳鼻咽喉	1.7単位	3学年	
眼	1.7単位	3学年	
麻酔	1.0単位	3学年	
感染	2.3単位	3学年	
計	42.3単位		

6 社会医学 必修6科目

授業科目	単位	対象学年	備考
環境医学	2.5単位	3学年	必修
環境医学実習	1.5単位	3学年	
疫学	1.8単位	3学年	
疫学実習	0.75単位	3学年	
公衆衛生学	3.45単位	5学年	
法医学・医事法	2.1単位	3学年	
計	12.1単位		

- 7 臨床医学I 診断学実習1 必修1科目
 診断学実習2 必修1科目
 診断学実習3 必修1科目
 臨床講義 必修1科目
 総合診断学1 必修1科目

総合診断学2
臨床実習

必修3科目
必修31科目 選択必修4科目

授業科目	必修		選択必修	
	単位	対象学年	単位	対象学年
診断学実習1	2.0単位	3学年		
診断学実習2	1.75単位	4学年		
診断学実習3	1.25単位	4学年		
臨床講義	5.0単位	4～5学年		
総合診断学1	0.5単位	2学年		
総合診断学2 (チュートリアル) (症候学) (臨床推論)	6.0単位 (3.7単位) (1.3単位) (1.0単位)	3学年		
臨床実習				
循環器内科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
腎臓内科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
消化器内科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
呼吸器内科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
神経内科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
血液科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
内分泌代謝科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
アレルギー・リウマチ科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
皮膚科	1.2単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
放射線科	1.2単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
精神科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
小児科	3.6単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
心臓血管外科	1.2単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
呼吸器外科	1.2単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
消化器一般移植外科	3.6単位	4～5学年		
脳神経外科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
小児外科又は形成外科・ 歯科口腔外科（各科0.6単 位）	1.2単位	4～5学年		
整形外科	3.6単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
産科婦人科	3.6単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
泌尿器科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
耳鼻咽喉科	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
眼科	1.2単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
臨床検査	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
地域医療I	3.6単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
救急	2.4単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
総合医学	4.8単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
感染症科	1.2単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
麻酔科	1.2単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
集中治療	0.95単位	4～5学年	5.0単位	5～6学年
臨床薬理	0.25単位	4～5学年		
地域医療II	2.5単位	5学年		

病理診断		5.0単位	5～6学年
学外地域病院		5.0単位	5～6学年
緩和ケア		5.0単位	5～6学年
総合診療内科		5.0単位	5～6学年
消化器外科		5.0単位	5～6学年
乳腺科		5.0単位	5～6学年
移植外科		5.0単位	5～6学年
形成外科		5.0単位	5～6学年
小児外科		5.0単位	5～6学年
医療政策学		5.0単位	5～6学年
データサイエンス		5.0単位	5～6学年
都道府県拠点病院		5.0単位	6学年
計	106.2単位		

8 臨床医学II 必修7科目

授業科目	単位	対象学年	備考
臨床検査医学	1.5単位	4学年	必修
歯科口腔外科学	1.0単位	3学年	
臨床病理カンファランス	1.5単位	4学年	
臨床薬理学	2.0単位	4学年	
救急医学	1.0単位	3学年	
緩和ケア	0.8単位	5学年	
総合医療から考える高齢者医療	0.8単位	4学年	
計	8.6単位		

9 臨床総括講義 必修15科目

授業科目	単位	対象学年	備考
内科学	9.2単位	5～6学年	必修
(循環器内科学)	(1.2単位)	5～6学年	
(腎臓内科学)	(0.8単位)	5～6学年	
(消化器内科学)	(1.2単位)	5～6学年	
(呼吸器内科学)	(1.2単位)	6学年	
(神経内科学)	(1.2単位)	6学年	
(血液学)	(0.8単位)	5～6学年	
(内分泌代謝学)	(1.2単位)	6学年	
(アレルギー膠原病学)	(0.8単位)	6学年	
(老年医学)	(0.4単位)	6学年	
(災害医療)	(0.4単位)	6学年	
皮膚科学	0.8単位	6学年	
放射線医学	1.2単位	6学年	
精神医学	0.8単位	6学年	
小児科学	1.6単位	6学年	
外科学	3.0単位	6学年	
(呼吸器外科学)	(0.4単位)	6学年	
(心臓血管外科学)	(0.6単位)	6学年	
(消化器一般移植外科学)	(1.6単位)	6学年	
(小児外科学)	(0.2単位)	6学年	

(形成外科学)	(0.2単位)	6学年
脳神経外科学	1.0単位	6学年
整形外科学	0.8単位	6学年
産科婦人科学	1.6単位	6学年
泌尿器科学	0.8単位	6学年
耳鼻咽喉科学	0.8単位	6学年
眼科学	0.8単位	6学年
麻酔科学	0.8単位	6学年
臨床検査医学	0.5単位	6学年
社会医学	1.0単位	6学年
計	24.7単位	

10 総合科目

授業科目	単位	対象学年	備考
セミナー	15時間1.0単位	全学年	選択
2学年セミナー	10時間1.0単位	2学年	

11 卒業に必要な単位数

必修及び選択必修科目の合計	285.0単位以上
---------------	-----------

別表第2(第5条、第11条の2関係)

授業科目		単位		対象学年	
		必修	選択		
基礎科学分野	自然成り立ち	気象学		1単位	1～2学年
		化学		1単位	1～2学年
		生物学	1単位		1学年
		人体科学の基礎		1単位	1～2学年
		医療とバイオテクノロジー		1単位	1～2学年
		災害学		1単位	1～2学年
		宇宙学		1単位	1～2学年
		卒業に必要な単位数	1単位	2単位以上	
人間の本質の理解	哲学		1単位	1～2学年	
	倫理学	1単位		1学年	
	歴史学		1単位	1～2学年	
	心理学	2単位		2学年	
	社会言語学		1単位	1学年、4学年	
	教育学		2単位	1～2学年	
	人間関係論		1単位	1学年	
	身体活動論		1単位	1～2学年	
	保健体育		1単位	1学年、4学年	
	基礎英語	1単位		1学年	
	医療英語コミュニケーション	1単位		1学年	
	医療英語 ★		1単位	2学年、4学年	
	スペイン語 ★		1単位	1学年、4学年	
中国語 ★		1単位	1学年、4学年		
卒業に必要な単位数	5単位	4単位以上			
生活・	社会学	1単位		1学年	
	家族社会学	1単位		2学年	

社会 成 立 の 立 ち	法学（日本国憲法を含む）		2単位	1学年、4学年
	政治と国際関係論		1単位	1～2学年
	経済学	1単位		1学年
	文化人類学		1単位	1学年、4学年
	ジェンダー論		1単位	1学年、4学年
	情報学		2単位	1学年、4学年
	統計学	1単位		2学年
	統計学演習	1単位		2学年
	卒業に必要な単位数	5単位	3単位以上	
看護学 分 野	発 達 程 共 す 看 護 実 践 に 通 る	基礎薬理学	1単位	2学年
		臨床薬理学	1単位	2学年
		臨床検査学	1単位	2学年
		病態学概論	1単位	1学年
		病態学各論Ⅰ （消化器・循環器）	1単位	1学年
		病態学各論Ⅱ （呼吸器・腎・血液・神経・ 内分泌代謝・がん）	2単位	2学年
		生化学	1単位	1学年
		栄養学	1単位	1学年
		人体の構造と機能Ⅰ （総論・組織・筋骨格・体 液・呼吸・循環）	2単位	1学年
		人体の構造と機能Ⅱ （消化器・泌尿器・内分泌・ 生殖器・神経・感覚）	2単位	1学年
		免疫学	1単位	1学年
		微生物学	2単位	1学年
		グループ・アプローチ	1単位	2学年
		社会福祉論	1単位	1学年
		保健医療福祉システム論	2単位	1学年
		疫学	2単位	4学年
		卒業に必要な単位数	22単位	
		看護学概論	1単位	1学年
		実践基礎看護学概論Ⅰ （看護実践の基盤）	1単位	1学年
		実践基礎看護学概論Ⅱ （精神看護）	1単位	2学年
		実践基礎看護学概論Ⅲ （公衆衛生看護）	2単位	2学年
		ヘルスアセスメント演習Ⅰ （基礎）	1単位	1学年
		ヘルスアセスメント演習Ⅱ （展開）	1単位	1学年
		看護技術論Ⅰ （生活環境の調整）	1単位	1学年
		看護技術論Ⅱ （日常生活援助）	1単位	1学年
		看護技術論Ⅲ （診断・検査時の援助）	1単位	2学年

	看護技術演習Ⅰ (生活環境の調整)	1単位		1学年
	看護技術演習Ⅱ (日常生活援助)	1単位		1学年
	看護技術演習Ⅲ (診断・検査時の援助)	1単位		2学年
	看護過程演習	1単位		2学年
	生涯発達看護論	1単位		1学年
	精神看護方法	2単位		3学年
	地域精神看護方法	1単位		3学年
	公衆衛生看護活動論	2単位		3学年
	公衆衛生看護方法論	1単位		3学年
	健康生活支援技術Ⅰ (個人・家族への看護実践)	1単位		3学年
	健康生活支援技術Ⅱ (集団への看護実践)	1単位		3学年
	行政看護管理論	1単位		4学年
	地域健康危機管理論	2単位		4学年
	看護倫理学	2単位		4学年
	看護管理学	1単位		4学年
	看護政策学	1単位		4学年
	国際看護論	1単位		4学年
	卒業に必要な単位数	31単位		
発達過程に焦点を当てた看護実践	生涯発達看護学概論Ⅰ (周産期)	1単位		1学年
	周産期実践看護学Ⅰ (妊娠・分娩期)	1単位		2学年
	周産期実践看護学Ⅱ (産褥期・新生児期)	1単位		2学年
	生涯発達看護学概論Ⅱ (小児期)	2単位		1学年
	小児実践看護学Ⅰ (小児保健)	1単位		2学年
	小児実践看護学Ⅱ (急性状況・看護技術)	1単位		2学年
	小児実践看護学Ⅲ (慢性状況・ヘルスアセスメント)	1単位		3学年
	生涯発達看護学概論Ⅲ (成人期)	1単位		1学年
	成人実践看護学Ⅰ (機能障害別看護)	2単位		2学年
	成人実践看護学Ⅱ (診療看護)	2単位		2学年
	成人実践看護学Ⅲ (実践演習)	1単位		2学年
	生涯発達看護学概論Ⅳ (老年期)	1単位		1学年
	老年実践看護学Ⅰ (日常生活の支援)	1単位		2学年

	老年実践看護学Ⅱ (看護の機能・方法)	1単位		2学年
	老年実践看護学Ⅲ (看護実践方法)	1単位		2学年
	生涯発達看護学概論Ⅴ (リプロダクティブヘルス)	1単位		2学年
	助産学概論 *		1単位	3学年
	基礎助産学Ⅰ (妊娠期・分娩期) **		1単位	4学年
	基礎助産学Ⅱ (産褥期・新生児期・乳児期) **		1単位	4学年
	実践助産学Ⅰ (妊娠期) **		1単位	4学年
	実践助産学Ⅱ (分娩期) **		2単位	4学年
	実践助産学Ⅲ (産褥・新生児期) **		2単位	4学年
	実践助産学Ⅳ (母子の健康支援) **		2単位	4学年
	実践助産学Ⅴ (切れ目のない支援) **		1単位	4学年
	実践地域助産学 **		1単位	4学年
	助産管理学 **		1単位	4学年
	卒業に必要な単位数	19単位		
	対象の理解実習	1単位		1学年
	日常生活援助実習	3単位		2学年
	周産期看護実習	2単位		3学年
	小児期看護実習	2単位		3学年
	急性期看護実習	2単位		3学年
	慢性期看護実習	2単位		3学年
	診療看護実習	1単位		3学年
	老年期看護実習	1単位		3学年
	在宅看護実習	2単位		3学年
	精神保健看護実習	2単位		3学年
	公衆衛生看護実習	4単位		3学年
	助産学実習 **		10単位	4学年
	卒業に必要な単位数	22単位		
総合分野	看護基礎セミナー	1単位		1学年
	文献講読セミナー	1単位		2学年
	研究セミナー	1単位		3学年
	看護総合セミナー	4単位		4学年
	看護トピックス	1単位		4学年
	多職種連携論Ⅰ (医療チーム)	1単位		2学年
	多職種連携論Ⅱ (ヘルスケアチーム)	1単位		4学年
	がん看護学		1単位	2学年、4学年
	へき地の生活と看護		1単位	1～4学年

	総合実習	3単位		4学年
	卒業に必要な単位数	13単位	1単位以上	
卒業に必要な単位数	118単位以上	10単位以上		
	128単位以上			

*印は、助産師国家試験の受験資格を得ようとする者には必修となる科目

**印は、助産師国家試験の受験資格を得ようとする者だけを対象に開講され、かつ、必修となる科目

★印は、3科目のうち1単位以上選択しなければならない科目